

承認第9号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和3年5月17日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

木津川市長 河井 規子

記

令和2年度旧木津町準財産区特別会計補正予算第2号について

令和 2 年度

旧木津町準財産区特別会計

補 正 予 算 第 2 号

京都府木津川市

令和2年度旧木津町準財産区特別会計補正予算第2号

令和2年度木津川市の旧木津町準財産区特別会計補正予算第2号は、次に定めると
ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,012千円を減額し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ773,268千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日専決

木津川市長 河井 規子

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 : 千円)

款	項
1 財産収入	
	1 財産運用収入
2 繰入金	
	1 基金繰入金
歳入合計	

補正前の額	補正額	計
325,315	34	325,349
11,562	34	11,596
448,964	△1,046	447,918
9,246	△1,046	8,200
774,280	△1,012	773,268

歳出

(単位 : 千円)

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
2 諸支出金	
	1 振興費
歳出合計	

補正前の額	補正額	計
766,461	△612	765,849
766,461	△612	765,849
7,819	△400	7,419
7,819	△400	7,419
774,280	△1,012	773,268

令和2年度

予算に関する説明書

(旧木津町準財産区特別会計)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額
1 財産収入	325,315
2 繰入金	448,964
歳入合計	774,280

(単位 : 千円)

補正額	計
34	325,349
△1,046	447,918
△1,012	773,268

(歳出)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	766,461	△612	765,849
2 諸支出金	7,819	△400	7,419
歳出合計	774,280	△1,012	773,268

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
0	0	0	△612
0	0	0	△400
0	0	0	△1,012

2 歳入

1 款 財産収入 1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1 財産貸付収入	7,484	36	7,520
2 利子及び配当金	221	△1	220
3 線下補償金	3,857	△1	3,856
計	11,562	34	11,596

(単位：千円)

区分	金額	説明
		節
1 土地貸付収入	36	土地貸付料・増
1 利子及び配当金	△1	準財産区等事業基金利子・減
1 線下補償金	△1	関西電力地役権設定補償金・減

2 款 繰入金 1 項 基金繰入金

1 準財産区等事業基金繰入金	9,246	△1,046	8,200
計	9,246	△1,046	8,200

1 準財産区等事業基金 繰入金	△1,046	準財産区等事業基金繰入金・減

3 歳出

1 款 総務費 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 一般管理費	504,699	7	504,706			7
2 財産管理費	261,762	△619	261,143			△619
計	766,461	△612	765,849	0	0	△612

(単位：千円)

区分	金額	説明
		節
27 繰出金	7	○一般管理事業費 一般会計繰出金・増 7 7
14 工事請負費	△646	○財産管理事業費 管理地除草工事費・減 △619 △646
24 積立金	27	準財産区等事業基金元金積立金・増 28 △1 △1 △1 △1

2 款 諸支出金 1 項 振興費

1 自治振興費	7,819	△400	7,419			△400
計	7,819	△400	7,419	0	0	△400

18 負担金、補助及び交付金	△400	○自治振興事業費 市坂区準財産区財産事業補助金・減 △400 △400